

## 露店等の開設遵守事項

- 1 開設する場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）又は消防用機械器具庫の位置から5メートル離れた場所に設置すること。
- 2 消防自動車等の進入路付近や周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 万が一の火災や事故の発生に備え、消火、119番通報及び観客等の避難誘導にあたる担当者を事前に決めておくこと。
- 4 ガス器具など火気を取り扱う露店等には、必ず消火器（例：粉末ABC3型以上の消火器）を設置し、関係者すべてが取り扱い方法を確認しておくこと。
- 5 ガス器具、カセットこんろ、炭、暖房器具などの火気器具を使用するときは正しい取り扱い方法及び防火の安全対策を徹底すること。
- 6 発電機や燃料用の危険物容器を持ち込む場合は、正しい取り扱い方法及び防火の安全対策を徹底すること。特に、運転中や暗い場所、観客等のそばでの給油は、絶対に行わないこと。
- 7 露店等を2日間以上にわたり開設する場合には、LPガスボンベ、危険物容器等は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 8 前記1～7について、別紙の「自主点検表」で必ず確認し、防火安全上の管理を共有し、徹底すること。
- 9 開設日の5日前までに、別紙の「露店等の開設届出書」を管轄する消防署に届出をすること。また、届出後に実施日時及び内容など、届出事項を変更したときは、必ず届出した消防署に連絡すること。

### 開設の届出／問合せ先

水海道消防署	0297(23)0911
水海道消防署北出張所	0297(24)0119
水海道消防署絹西出張所	0297(27)4751
守谷消防署	0297(46)0119
守谷消防署南守谷出張所	0297(20)0119
つくばみらい消防署	0297(58)0111
つくばみらい消防署谷和原出張所	0297(25)3119
つくばみらい消防署東部出張所	0297(52)1190

